

令和2年度 利用者負担徴収基準額表（保育料月額）



◆1号認定こども 【教育時間認定】
（認定こども園の教育利用）

階層区分 (国・市共通)		国基準	市基準
1	生活保護世帯	0	0
2	市民税 非課税世帯	ひとり親等	0
		上記以外	0
3	市民税所得割 77,100円以下	ひとり親等	0
		上記以外	0
4	所得割 211,200円以下	0	0
5	所得割 211,201円以上	0	0

◆2号・3号認定こども【保育認定】
（保育所・認定こども園の保育利用）

国階層区 区分	市階層区分	3号認定（3歳未満）				2号認定（3歳以上）			
		標準時間		短時間		標準時間		短時間	
		国	伊佐市	国	伊佐市	国	伊佐市	国	伊佐市
1	A 生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
2	B 市民税 非課税世帯	ひとり親等	0	0	0	0	0	0	0
		上記以外	0	0	0	0	0	0	0
3	C1 市民税 均等割額のみ	ひとり親等	9,000	6,500	9,000	6,400	0	0	0
		上記以外	19,500	14,000	19,300	13,800	0	0	0
	C2 市民税所得割 48,600円未満	ひとり親等	9,000	7,000	9,000	7,000	0	0	0
		上記以外	19,500	17,000	19,300	16,800	0	0	0
4	D1 所得割 72,800円未満	ひとり親等	9,000	7,000	9,000	7,000	0	0	0
		上記以外	30,000	22,000	29,600	21,700	0	0	0
	D2 所得割 77,101円未満	ひとり親等	9,000	7,000	9,000	7,000	0	0	0
		上記以外	30,000	25,000	29,600	24,600	0	0	0
	D2 所得割 97,000円未満	ひとり親等	30,000	25,000	29,600	24,600	0	0	0
		上記以外	44,500	30,000	43,900	29,500	0	0	0
5	D4 所得割 169,000円未満	44,500	35,000	43,900	34,500	0	0	0	
	D5 所得割 235,000円未満	61,000	41,000	60,100	40,400	0	0	0	
6	D6 所得割 301,000円未満	61,000	46,000	60,100	45,300	0	0	0	
7	D7 所得割 397,000円未満	80,000	55,000	78,800	54,100	0	0	0	
8	D8 所得割 397,000円以上	104,000	71,000	102,400	69,800	0	0	0	

※令和元年10月より教育認定児童、及び4月1日現在で3歳以上の保育認定児童については保育料が無償化されました。

※無償化対象の児童についても副食費の免除対象判定のため階層の認定は行われます。副食費については年収360万円未満相当世帯については国の制度により全額免除。それ以外の世帯については月額4,500円を上限に伊佐市が助成します。

※ひとり親等とは、ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯

※2子目は半額、3子目は無料（就学前の児童でカウントします。）

※2・3号認定の世帯市民税所得割57,700円未満の世帯は、年齢制限なしで子をカウントします。

※次の世帯の2子目は無料（年齢制限なしでカウント）

- ①2・3号認定のB階層の2子目
- ②ひとり親等世帯の2子目

【保育料算定例】

<p>(例1)</p> <p>①認定こども園の教育利用 ②世帯構成 入所児童3歳児(年少) 小学2年の兄 父・母</p> <p>③市民税所得割 所得割 200,000円 (保護者合算)</p> <hr/> <p>◆1号認定（教育時間認定） ◆階層は4階層 ◆小学3年までの児童でカウントする。 1子目 小学2年の兄 2子目 3歳児</p> <p>◎保育料は、 3歳児 ⇒ 8,200円 (16,400円の半額)</p>	<p>(例2)</p> <p>①認定こども園の保育利用（標準時間） ②世帯構成 入所児童5歳児 入所児童2歳児 小学3年の兄 父・母</p> <p>③市民税所得割 所得割 90,000円 (保護者合算)</p> <hr/> <p>◆5歳児は2号認定・2歳児は3号認定 (ともに保育認定) ◆階層はD2階層 ◆就学前児童でカウントする。 1子目 5歳児 2子目 3歳児</p> <p>◎保育料は、 5歳児 ⇒ 23,000円 3歳児 ⇒ 12,500円 (25,000円の半額)</p>	<p>(例3)</p> <p>①認定こども園の保育利用（標準時間） ②世帯構成 入所児童5歳児 入所児童2歳児 小学3年の兄、 父・母</p> <p>③市民税所得割 所得割 50,000円（保護者合算）</p> <hr/> <p>◆5歳児は2号認定・2歳児は3号認定 (ともに保育認定) ◆階層はD1階層 ◆所得割57,700円未満の世帯 ◆年齢制限なしで、小学3年の兄からカウントする。 1子目 小学3年の兄 2子目 5歳児 3子目 2歳児</p> <p>◎保育料は、 5歳児 ⇒ 9,500円 (19,000円の半額) 2歳児 ⇒ 0円 (22,000円が無料)</p>
---	---	---

◆3人目の子ども（高校生以下の範囲）が入所する場合の保育料軽減について◆

高校生以下で3人目以降の子どもの保育料は次のとおり軽減をしています。

①県多子軽減制度により、D1階層とD2階層の子どもについて、保育所等に入所する1人目は1/3、同時入所の2人目は1/2の軽減をおこなっています。

②さらに所得制限なしで、伊佐市が独自に保育料を無料化して多子世帯の軽減を図っています。

※県多子軽減制度による軽減対象者も伊佐市の第3子無料化により、保育料無料になります。